

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、子ども医療費助成関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると併に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>子ども医療費の助成に関する事務は、大洲市子ども医療費助成条例(平成17年大洲市条例第143号。以下「助成条例」という。)及び大洲市子ども医療費助成条例施行規則(平成17年大洲市規則第76号。以下「助成条例規則」という。)に基づき、子どもの保護者に対して、子どもに係る医療費の一部助成を行うものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。</p> <p>(1)助成条例第3条の助成対象者からの受給資格の登録申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 (2)助成条例第4条の医療費助成金の支給に係る事実についての審査に関する事務 (3)助成条例第7条の助成金の返還に関する事務 (4)助成条例規則第7条第1項の受給者証の変更届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (5)助成条例規則第7条第2項の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものの届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (6)助成条例規則第7条第3項の受給者証の資格喪失届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (7)助成条例規則第8条の給付に係る関係簿冊に登録調製することに関する事務</p>
③システムの名称	1. 三公費システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく大洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大洲市条例第33号。以下「利活用条例」という。)第4条第1項 別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大洲市役所 市民福祉部 市民課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I－1 ②事務の概要	<p>※「特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。」以降を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成条例第3条の助成対象者からの受給資格の登録申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 ・助成条例第6条第2項の特別の理由の場合における医療費の助成の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査並びに支払に関する事務 ・助成条例第7条の助成金の返還に関する事務 ・助成条例規則第4条第1項の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ・助成条例規則第4条第2項の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ・助成条例規則第7条第1項の受給者証の変更届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・助成条例規則第7条第2項の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものの届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・助成条例規則第7条第3項の受給者証の資格喪失届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・助成条例規則第8条の給付に係る関係簿冊に登録調製することに関する事務 	<p>※「特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。」以降を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)助成条例第3条の助成対象者からの受給資格の登録申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 (2)助成条例第4条の医療費助成金の支給に係る事実についての審査に関する事務 (3)助成条例第7条の助成金の返還に関する事務 (4)助成条例規則第7条第1項の受給者証の変更届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (5)助成条例規則第7条第2項の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものの届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (6)助成条例規則第7条第3項の受給者証の資格喪失届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (7)助成条例規則第8条の給付に係る関係簿冊に登録調製することに関する事務 	事後	
平成30年6月28日	I－1 ③システムの名称	1. 三公費システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー	1. 三公費システム	事後	
平成30年6月28日	I－4 ①実施の有無	実施する	未定	事後	
平成30年6月28日	I－5 ②所属長の役職名	課長 武知 省吾	課長	事後	
平成30年6月28日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成28年1月27日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	

